

令和6年度  
地域密着型サービス事業所  
開設事業者募集要項

令和6年4月

糸島市 健康福祉部 介護・高齢者支援課

— 目 次 —

1 募集内容	1
2 応募要件	1
3 応募の手続き	1
4 事業者採択までの流れ	6
5 審査・採択方法	7
6 施設整備・人員基準	10
7 資金計画	13
8 法人について	13
(別紙1) 日常生活圏域別整備状況	15
(別紙2) 地域密着型サービス整備計画 事前協議書	16
(別紙3) 看護小規模多機能型居宅介護事業者公募に関する応募書類一覧表	17

## 1 募集内容

### (1) 令和6年度募集対象事業および募集数

看護小規模多機能型居宅介護 1事業所

### (2) 整備対象地域

- ・小規模多機能型居宅介護事業所が既に整備されている小学校区（東風校区、加布里校区、可也校区、福吉校区）における応募は不可とします。ただし、既存の小規模多機能型居宅介護事業所からの転換による応募は可とします。
- ・計画地が、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づいて指定された土砂災害警戒区域・特別警戒区域での応募は不可とします。
- ・小規模多機能型居宅介護事業所未整備の日常生活圏域（前原圏域）での応募は、審査にあたって加点します。
- ・令和7年10月までに開設する計画であり、その実現性が高いと評価された場合は加点します。

## 2 応募要件

### (1) 募集対象事業者

- ア 法人格を有していること。
- イ 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項各号及び同法第115条の12第2項各号の規定に該当しないこと。
- ウ 介護保険事業、保健・医療・福祉サービス等に3年以上の実績のある法人であること。
- エ 糸島市暴力団排除条例（平成22年糸島市条例第200号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。  
なお、応募事業者については、法人の役員（代表予定者もしくは管理者予定者を含む。）全員について、福岡県警察本部へ暴力団員等の有無に関する照会を行います。

### (2) 整備事業年度

原則として、令和6年度事業とし、令和7年12月31日までに竣工のうえ、介護保険法に基づく指定を受け、事業所を令和7年度中に開設できるものに限りま

## 3 応募の手続き

### (1) 応募書類提出前の事前協議について

書類の提出にあたっては、下記の内容について、必ず本市との事前協議を行ってくださ

い。なお、事前協議完了後に応募書類の提出となります。

① 事前協議に必要な書類

- ア 事前協議書（募集要項 P. 16（別紙 2））
- イ 整備予定地の位置図
  - ・ 正確な住所地の分かるもの
- ウ 現地写真
  - ・ 整備予定地とその周囲が分かるもの（8枚程度）
  - ・ 写真を撮った方向を地図に示した位置図・施設配置図
  - ・ 改修により応募する場合は、建物内部の写真
- エ 平面図等設計図書
  - ・ 基本設計段階のもの（間取り、面積（内法）、寸法等が分かるもの）

② 事前協議の内容

- ア 整備予定地の立地、周辺環境について
- イ 施設内レイアウトについて
- ウ 地域説明会の開催範囲、開催状況等について
- エ 収支計画について
- オ 事業計画について

※ 5月31日までは応募地を決定し、事前協議を終えてください。

※ 来庁される場合は、必ず事前に電話で予約してください。

※ 設計会社等の担当者のみとの協議は行いません。必ず事業所等の運営を希望する法人の担当者が来庁してください。

**（2）地域住民への説明について**

地域密着型サービス事業所は、地域に根差し、地域に開かれたものとなるよう望まれていることから、地域住民の理解及び協力が必要不可欠となります。

従って、開設予定地の地域住民には、必ず事前に説明し、建設工事は元より開設後の運営を円滑に行うことができるよう、十分な理解や協力が得られる体制を整えることが重要になります。

① 説明の方法について

原則、地域住民に対し説明会を実施してください。ただし、感染拡大防止等の観点から自治会等と協議のうえ説明会を実施しない場合は、住民から意見等が反映できる代替方法で周知を行ってください。

② 説明会の対象範囲について

原則として、整備予定地の自治会及び隣接する自治会に説明会を行ってください。

③ 説明会の開催にあたって

- ア 説明会の実施に際しては、地域の代表者（行政区長、民生児童委員等）にも協力を依頼し、地域の実情に応じ、設定してください。
- イ 可能な限り、関係者が出席できるよう開催場所や開催日時等をご配慮ください。
- ウ 説明会においては、開設が決定したかのような誤解を招くことのないよう、今回の提案が採択されない場合があることを説明してください。
- エ 採択・不採択にかかわらず、審査結果通知後速やかに応募事業者は審査結果を行政区長等の地域の代表者へ伝えるようにしてください。

(3) 応募書類

応募書類は、応募書類一覧表（募集要項 P. 17（別紙 3））を確認し、提出してください。書類の提出に際しては、以下のとおり体裁を整え、A 4 サイズのファイルに綴じたものを 9 部（正本 1 部、副本 8 部（コピー可））提出してください。

提出後の問い合わせに対応できるよう、提出書類一式の控えを保管しておいてください。提出された書類は返却できません。

なお、必要に応じ、「提出書類一覧表」以外の書類を審査のための資料用として追加部数の提出を求める場合があります。

- ① ファイルの背表紙に「令和 6 年度看護小規模多機能型居宅介護事業所開設事業者募集 △△法人〇〇〇」とそれぞれ「正本（副本）」の表示をしてください。
- ② 提出書類一覧表（チェック済のもの）を添付してください。
- ③ 提出書類一覧表の番号ごとに仕切紙をつけ、各仕切紙に番号のみを記載したインデックスをつけてください。
- ④ 資料を綴じる順番は、提出書類一覧表の順番のとおりとしてください。
- ⑤ 資料は A 4 サイズを基本として作成してください。平面図等で A 3 サイズとなる場合は、A 4 サイズに折りたたんでください。
- ⑥ 可能な限り、両面コピーにしてください。
- ⑦ 契約関係書類等契約者同士で原本を保管するものは、応募に際しては写しの提出で構いません。また、その場合は、原本証明をしてください。

(例) 原本証明

この写は原本と相違ありません。 令和 年 月 日 〇〇法人 〇 〇 〇 代表 〇 〇 〇 〇 印
---

(4) 応募にあたっての留意事項

- ① 施設整備計画に基づく応募書類の作成等、応募書類提出に要する経費については、

採択・不採択にかかわらず、すべて応募事業者の負担となります。

- ② 応募締め切り後の事業者の都合による応募書類の修正・追加は、公平性の観点から不可とします。ただし、本市からの指示により書類を修正・追加する場合を除きます。
- ③ 法人名・整備予定地・サービス種別・定員数の情報については、地域住民説明会で公開する内容のため、応募締め切り以降に問い合わせがあった場合、閲覧または口頭で公表します。
- ④ 提出された個人情報については、事業者選定の目的に限り利用し、他の目的に利用することはありません。なお、個人情報を除く書類については、法令または条例に基づき公開する場合があります。
- ⑤ 応募事業者へ審査結果を通知後、採択された事業者については、法人名・整備予定地等を市のホームページに公表します。
- ⑥ 下記のいずれかに該当する場合、応募書類の受理は行いません。
  - ア 本市との事前協議が完了していない場合
  - イ 応募書類に不備がある場合
  - ウ 地域住民への説明を行ったものと認められない場合
  - エ 建設予定地について、関係する各種法令等により開発や土地利用が制限されており、許認可等により令和7年度末までに事業が開始できる見込みがない場合
  - オ 応募書類の受理を行うことが適当でないと市長が認める場合

#### (5) 失格となる場合

以下に該当する場合、審査を行うことなく応募事業者を失格とします。また、審査結果通知後に下記に該当することが判明した場合は、採択された場合においても、その結果を取り消し、応募事業者を失格とします。

- ① 地域密着型サービス事業所開設事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の選定の前後に、応募事業者が選定委員会の委員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、または接触した場合
- ② 応募書類の内容に重大な不備や虚偽の記載があったと認められた場合
- ③ 応募書類提出後、次の事項が確認された場合
  - ・重要事項（整備予定地、施設種別、定員、資金贈与者等）を本市の承諾なく変更した場合（重要事項に該当しない変更についても随時事前に協議が必要となります。）
  - ・預金残高が必要とされる自己資金額に満たないと確認された場合（預金残高が借入によるものと判明した場合等）
  - ・整備予定地について、建築基準法等による制限について所管課と必要な協議を行っていないと確認された場合
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当している場合
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始申立てがなされている場合

- ⑥ 応募法人が、介護保険法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律において、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなるまでの者である場合
- ⑦ 法人税、消費税及び地方消費税、市税の滞納がある場合
- ⑧ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号及び6号に規定する暴力団及び暴力団員である、また暴力団及び暴力団員に關与していることが判明した場合
- ⑨ 国及び地方公共団体において、営業停止及び指名停止等の措置期間中であること。
- ⑩ 上記のほか、市長が不適切であると認めた場合

#### (6) 応募書類の提出期限

事前協議が完了した後、下記期限までに書類の提出をお願いします。

#### **令和6年6月28日（金） 17時必着（期限厳守）**

- ※ 郵送・E-mail 等による提出は不可
- ※ 電話予約の上、当課に持参してください。
- ※ 市役所の開庁時間内（8時30分～17時15分（土日、祝日を除く。))にお越しください。

#### (7) お問い合わせについて

口頭や電話でのお問い合わせにはお答えできません。ご質問は、任意の様式（事業所名、質問者氏名・役職、電話番号、FAX 番号、E-mail アドレスを明記してください。）を使用し、FAX または E-mail にてご提出ください。

なお、E-mail の場合の件名には、「【看多機質問】」を冒頭に記載してください。

#### (8) 応募書類の提出先・お問い合わせ先

糸島市前原西一丁目1番1号

糸島市役所 健康福祉部 介護・高齢者支援課 （2階 25番窓口）

電話番号 092-332-2070 FAX 092-321-1139

E-mail kaigokorei@city.itoshima.lg.jp

#### (9) 辞退について

応募書類の提出後、やむを得ない事情により辞退する場合は、辞退理由を明記のうえ、法人名、代表者名の署名、法人印の押印のある辞退届を提出していただきます。（様式任意）

また、整備事業者として採択された後に辞退することは、本市事業計画全体に多大な支障を来すことになるため、その影響を十分に認識したうえで、確実に事業が実施できる見込みをもって応募してください。

#### 4 事業者採択までの流れ

	事業者	糸島市
4～6月		<p>募集要項の公表 令和6年4月22日（月）</p> <p><b>事前協議(4月22日～5月31日)</b></p> <p>事前協議書の提出 → <b>事前協議書受付・協議</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備予定地の立地、周辺環境について</li> <li>・施設レイアウト等について</li> <li>・地域住民への説明等について</li> </ul> </p> <p><b>応募受付(6月3日～6月28日)</b></p> <p>事前協議完了後、応募書類の作成及び提出 → <b>応募受付</b>            締切日：令和6年6月28日（金）            午後5時必着            ※郵送、メールによる提出不可</p>
7月～8月		<p><b>書類確認・ヒアリング等(7月中旬～7月下旬)</b></p> <p>ヒアリングに出席 → <b>書類確認・ヒアリング等</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局（糸島市）による書類確認、現地調査、ヒアリング実施</li> <li>※各4者以上の応募があった場合、7月中旬までに選定委員会による書類審査を実施し、候補者を3者程度に選定</li> </ul>           ← <b>審査結果等の通知</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・応募者へ、審査日等の通知</li> </ul> </p> <p><b>選定委員会(7月下旬～8月中旬)</b></p> <p>プレゼンテーションによる事業の提案 → <b>選定委員会</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・書類審査（7月中旬に書類審査を行った場合は行わない）</li> <li>・プレゼンテーション・ヒアリング審査</li> <li>・採択事業者の決定</li> </ul> </p>
8月下旬以降	<p>採択後の手続き関係資料の準備を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・付帯意見の反映</li> <li>・事務局との事後協議</li> <li>・施設整備計画の作成</li> <li>※補助金交付決定後、工事着手</li> </ul>	<p>← <b>審査結果及び付帯意見を通知</b>            ※審査結果は全応募事業者へ通知            採択事業者のみ市ホームページに公表</p>

※施設整備計画は、令和6年度事業とし、令和7年12月までに竣工、令和7年度中に開設することとします。



## 5 審査・採択方法

### (1) 選定方法

以下の手順で選定します。ただし、応募数が4事業者以上となった場合、選定委員会において書類審査を行い、3事業者を選定し、プレゼンテーション・ヒアリング審査を行います。

#### ① 書類確認

応募書類受理後、事務局において書類確認を行います。

#### ② 現地確認

書類審査終了後、市職員による現地確認を行います。

#### ③ ヒアリング

事業者の方へ出席していただき、事務局によるヒアリングを行います。

#### ④ 審査日等の通知

応募者へプレゼンテーション・ヒアリング審査日等を通知します。

#### ⑤ 選定委員会による審査及び意見聴取

学識経験者等の委員で構成された選定委員会に諮り、審査及び意見聴取（プレゼンテーション・ヒアリング審査）を行います。

### (2) 審査方法

具体的な採択の手順等は、以下のとおりとします。

① 選定委員が審査項目ごとに評価を行います。合計点数が基準点（満点の6割）未満の場合は不採択とします。応募法人が1者のみであっても、審査を行い、基準点未満の得点の場合、採択者の該当なしと判断することもあります。

② 審査について、各委員のそれぞれの合計点数のうち、最高点と最低点を除いた残りの合計点の合計が高い者を採択者として決定します。

③ 審査について、合計点が同点となる法人が2者以上あるときは、選定委員会の多数決により、順位を決定します。

④ 基準点以上の点数を獲得した法人について、以下に掲げる応募の場合は、合計点数にそれぞれ加点します。

ア 看護小規模多機能型居宅介護事業所について、小規模多機能型居宅介護事業所未整備の日常生活圏域（前原圏域）での整備計画の場合（募集要項P.15（別紙1））

イ これまでの介護保険事業の運営実績により、県等の指導検査による指摘事項がない等、良好な事業運営実績のある法人

ウ 事業所の開設について、令和7年10月以前を予定しており、その実現性の高い計画を提案している場合

選定委員会の審査項目及び審査の着眼点は次ページ以降のとおりです。

【選定委員会審査項目・着眼点】

審査項目	着眼点	配点
1 財務状況	安定的な財政基盤の有無、収支決算の状況	10点
2 運営法人	① 法人の基本理念 ② 法人の役員構成 ③ 介護保険事業の運営実績	10点
3 建設設備	① 土地 ・確実に事業継続できる土地を確保している。 ・十分な用地面積が確保されている。 ・抵当権等が設定されていない。 ② 居室 ・居室と共同生活室の配置は適切である。 ・居室は十分な広さが確保されている。 ③ バリアフリーに配慮している。 ④ 環境に配慮した設備の導入を検討している。 ⑤ ICT機器を導入した業務改善を計画している。	10点
4 周辺環境	① 市全体から見た施設の適正配置 類似事業所との配置バランス等 ② 生活環境 ・交通、地理的条件 ・土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域または土砂災害特別警戒区域に指定されていない。 ・住宅地など施設が地域とのつながりを保つことができる立地である。 ・日照・騒音等、地域の環境に配慮されている。	10点
5 従事者	① 職員配置、待遇について ・職員の採用計画、研修計画が適切である。 ・介護職員の処遇改善に向けた取組を予定している。 ② 施設長、管理者について ・施設長及び管理者にふさわしい経歴である。 ③ 職員の確保 ・職員の離職防止のための取組が行われている。 ・高齢者の雇用や職員の子育て支援の促進等に取り組んでいる。	10点
6 計画	① 介護サービスの質を担保している。 ② 周辺事業者との連携について ・周辺事業者との連携を含めた地域に開かれた事業計画となっている。	20点

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去の実績から囲い込みや閉鎖的な運営が行われていない。</li> <li>③ 利用料金について <ul style="list-style-type: none"> <li>・食費、宿泊費は近隣の他事業所を大幅に上回ることはないよう設定し、料金設定の考え方、積算根拠が明らかになっている。</li> </ul> </li> <li>④ 非常災害対策について <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者に配慮した避難経路、避難計画となっている。</li> <li>・非常災害等を想定した避難訓練の実施</li> </ul> </li> <li>⑤ 地域住民に対する説明が十分であり、理解や賛同を得ている。</li> </ul>	
7 地域包括ケアシステムの推進に係る取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 糸島市における地域包括ケアシステムの推進に向けた取組に対する実績及び事業所開設後の計画について <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防、健康づくりの推進</li> <li>・法人の持つ社会資源や人材を地域へ還元する取組</li> <li>・介護保険制度以外の高齢者福祉サービスや災害時支援、生活困窮者支援等の取組</li> <li>・地域高齢者の見守り活動や居場所づくり等、地域活動への支援</li> <li>・地域に開かれた事業所づくりに向けた取組</li> </ul> </li> <li>② 医療的ケアや協力医療機関の確保について <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的処置が必要な高齢者の受入に対する計画</li> <li>・医療的ケアが必要な要介護者の受入にあたっての職員配置や協力医療機関との連携</li> <li>・感染症対策、衛生管理体制</li> <li>・ターミナルケア・緩和ケアに対応する体制</li> <li>・利用者に対する排せつ支援の取組</li> <li>・褥瘡管理の実施体制</li> </ul> </li> <li>③ 認知症の人やその家族への支援について <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症ケアに関する知識、技術、経験を有する職員の配置</li> <li>・職員に対する認知症ケア向上を目的とした技術的指導の実施</li> <li>・認知症キャラバンメイトやサポーター養成講座の実施</li> <li>・認知症カフェ等の認知症の人とその家族を支援する取組</li> </ul> </li> </ul>	20点
8 総合評価	① 事業計画を確実に実現し、継続できるか	10点

	② その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談・苦情に関する体制の整備</li> <li>・情報管理、開示に対する体制の整備</li> <li>・運営推進会議の運営</li> <li>・BCP（業務継続計画）への取組</li> <li>・高齢者虐待防止への取組</li> <li>・身体拘束等の適正化への取組</li> </ul>	
小計（１～８の合計）		100点
9 加点項目	① 日常生活圏域（前原圏域）での整備計画である。 ② 良好な事業運営実績である。 ③ 事業所の開設を令和7年10月以前とし、実現性の高い提案である。 ※ 加点は、1～8の項目の合計点が60点以上の場合に限り、行うものとします。	20点
計		120点

### （３）事業者の決定及び選定結果の公表等

選定委員会の審査結果に基づき、市長が事業者を決定します。

選定結果は、本市のホームページ上で公表します。ホームページに掲載する法人名は選定された法人のみとし、選定されなかった法人は掲載しません。また、全応募法人に対して、「結果通知書」により速やかに通知します。

※ 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を安心して続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を進めていくうえで、今後、地域密着型サービス事業所の役割として、介護に関する専門知識・人材を有する施設として、その資源やノウハウを最大限に活用し「地域福祉の拠点」として、在宅サービスの提供や地域の在宅高齢者への支援を行うなど地域と共存し、積極的に地域貢献することが求められます。

地域貢献については、審査の重要評価項目としており、介護予防事業の推進や健康づくりへの取組、介護保険制度外の高齢者支援など地域の実情に応じた取組や提案を期待します。

## 6 施設整備・人員基準

施設の設計、事業計画、人員配置を検討するにあたっては、通知や関係法令等に基づき、十分検討のうえ適切な計画を策定してください。

また、建築基準法、消防法その他関係法令及び関係通知も合わせて遵守するほか、本市が策定した各種計画等にも配慮してください。

また、家庭的な雰囲気を損なうことなく、地域との交流を図ることができるよう、民家改修による応募を認めます。民家改修にあたっては、一定の配慮が必要ですので、事前にご相談く

ださい。

### (1) 土地・建物について

事業所の土地・建物は、事業者が所有または賃貸借するものとします。賃貸借の場合、事業が安定的、継続的に行われるために、事業の存続に必要な相当期間の借地権又は地上権を設定してください。(事業継続に必要な期間の借地権又は地上権を登記し、なおかつ賃借料が無料又は極力低額であることが必要。)

すでに賃貸借契約を締結している場合は、応募事業への使用目的の変更、建物の用途変更、改修工事等を認めることについて、所有者からの承諾書を受領してください。

また、賃貸借料は近隣の地価と比較し、同程度以下であることが望まれます。

応募書類には、採択された場合、確実に賃貸借または取得することが確認できる内容の書類(覚書、または仮契約書等)を添付してください。

整備予定地及び建物に抵当権や根抵当権が設定されている場合は、原則として、事業開始前に抹消してください。事業開始後に運営資金等の借入れを目的とした抵当権等の設定は認められません。

ただし、補助事業者が当該施設整備を目的として購入した土地に係る抵当権については、抹消しなくても差し支えません(この場合も根抵当権は不可)。

### (2) 施設設計において特に留意が必要な事項

#### ・事業所の立地

事業所の立地については、利用者に対して家庭的な雰囲気によるサービスを提供すること、地域との交流を図ることによる社会との結びつき確保することなどのため、地域住民との交流の機会が確保されている場所にあることが求められます。

有料老人ホーム等の施設と併設する場合は、当該サービスの基本方針である「地域との交流」が確保できるよう配慮し、併設施設入居者だけでなく、周辺地域からの利用の受入を行い、少なくとも登録定員の50%以上を併設施設の利用者以外として下さい。

#### ・設備要件

項目	特に留意する点
居間・食堂	・機能を十分に発揮しうる適当な広さを確保すること。 ただし、通いサービスの利用定員が16人以上の場合は、1人当たり3㎡以上確保すること。 ・通いサービスの利用定員数×3㎡以上確保すること。
宿泊室	・各宿泊室の面積を7.43㎡(内法)以上確保すること。 ・入口扉は引戸とすること。
浴室	・利用者の安全に配慮し介助浴を行うことができる広さを確保すること。 ・浴室又は脱衣室は廊下から見えない配置とすること。

トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべてのトイレは壁で仕切り、出入口は扉とすること。</li> <li>・通いの定員が12名以下の場合には2か所以上、13名以上の場合には3か所以上、利用者が利用しやすい場所に分散配置すること。</li> <li>・少なくとも1か所は福祉型トイレを配置すること。</li> </ul>
防災関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スプリンクラー設備、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備を設置すること。</li> <li>・消防機関へ通報する火災報知設備は、夜勤者などが非常時にすぐに通報できる場所へ設置すること（設置場所を図面に記載すること）。</li> <li>・ユニットが2階以上にある場合、宿泊室からの避難場所としてバルコニーや外階段を設置すること。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手すりやスロープを必要箇所に設けること。</li> <li>・通いの施設であるため、複数階の建物の場合、建物1階に整備することが望ましい。</li> <li>・事業所の運営に必要な駐車場を確保し、送迎時利用者が雨に濡れずに移動できるなど工夫されていることが望ましい。</li> <li>・事務室は個人情報や安全に管理できる設備を備え、施錠できる形態とすること。</li> <li>・相談室は事務室を通らないと出入りできないレイアウトを避けること。</li> </ul>

※看護小規模多機能型居宅介護事業所は、民家の改修により応募することも可能ですが、建築基準法に適合し、建物の安全性が確保されていることが必要です。

※他の種別の施設・事業所と併設整備の場合、事業別の面積がわかるよう記載してください。

### (3) 人員基準について

代表者	<p>「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了し、下記のいずれかの要件をみたしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム等の従事者または訪問介護員として、認知症の人の介護に従事した経験を有する者</li> <li>・保健医療サービスまたは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者</li> </ul> <p>*代表者とは、基本的には、運営している法人の代表者であり、理事長や代表取締役が該当するが、法人の規模によって、理事長や代表取締役をその法人の地域密着型サービス部門の代表者として扱うのは合理的でないと判断される場合においては、地域密着型サービス部門の責任者などを代表者として差し支えない。</p>
管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤であること。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険施設等の従事者として3年以上認知症の人の介護、看護に従事した経験が有る者</li> <li>・「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了していること</li> <li>・専ら管理業務に従事する者であること。</li> </ul>
介護支援専門員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護支援専門員の資格を有すること。</li> <li>・「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」を修了していること。</li> <li>・専ら計画作成に従事する者であること。</li> </ul>
従業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日中の時間帯は、通いサービスの利用者の数が3またはその端数を増すごとに常勤換算方法で1以上、訪問サービスの提供にあたる者を常勤換算方法で2以上配置すること。</li> <li>・夜間及び深夜の時間帯は、時間帯を通じてサービス提供にあたるものを1以上、宿直勤務にあたる者を必要数以上配置すること。</li> <li>・1以上の者は、常勤の保健師または看護師であること。</li> <li>・常勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、看護師または准看護師（以下「看護職員」という。）であること。</li> <li>・通いサービス及び訪問サービスの提供にあたる従事者のうち、1以上の者は看護職員であること。</li> </ul>

## 7 資金計画

施設整備に必要な資金の確保については、関係法令等を十分に理解し、資金計画を立ててください。

また、用地を新たに購入する場合及び用地を整地する必要がある場合は、当該費用についても確実な資金計画を立てることとし、施設整備自己資金同様の挙証資料（残高証明書、贈与契約書など）を提出することとします。なお、協議書に添付する見積書は、設計業者によるものとします。

### (1) 開設総事業費

開設事業費は、自己資金、補助金及び借入金により確保されることとします。

### (2) 運営資金

運営資金については、年間事業費の1/2分の3（3か月分）以上の現金（預金）を確保していることとします。

※ 介護保険制度における介護報酬の支払いは、概ね3か月程度を要すことから、その間の運営資金と併せて、当初の入居や利用者数に比例した収入の不足分もつなぎ資金として準備する必要があります。

### (3) 補助金

令和6年度整備については、福岡県地域医療介護総合確保基金制度の補助金を活用することができる予定です。

補助金は、国、県、市とも予算の範囲内において額が決定されるため、基準単価を下回る補助額となることがあります。国等の補助制度の変更や財政事情により、資金計画を大幅に見直す必要が生じる場合もありますので、十分な余裕をもった資金計画としてください。

なお、補助金を活用せずに整備を行う場合も、補助対象案件と同様の審査手続きとなります。

#### 【福岡県地域密着型施設等整備補助金に係る交付基礎単価】

##### ① 地域密着型サービス等整備助成事業

- ・対象施設：看護小規模多機能型居宅介護事業所
- ・基礎単価：29,280 千円（上限額）
- ・対象経費：整備に必要な工事費または工事請負費及び工事事務費

##### ② 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

- ・対象施設：看護小規模多機能型居宅介護事業所
- ・基礎単価：宿泊定員1人あたり731千円（上限額）
- ・対象経費：開設前の6か月間に係る需用費、使用料及び賃借料、備品購入費、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料

※ 当該補助金の要綱改正等に伴い、変更される場合があります。

※ 処分制限について

- ・開設予定日が変更になった場合、補助金の交付ができない場合があります。開設予定日が変更となる場合は、必ず事前にご相談ください。
- ・補助金を受けて整備した施設設備等の財産を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または取り壊すこと等をいいます。）するにあたっては制限がかかります。事前の申請により承認を得ることが必要となり内容によっては補助金の一部返還等の条件が付されます。



(別紙1) 日常生活圏域別整備状況

【参考】小規模多機能型居宅介護事業所整備状況（日常生活圏域別）

日常生活圏域	小学校区	施設名	登録定員
前原東圏域	東風校区	地域ふれあい館 ぽっぽ家	29人
前原西圏域	加布里校区	小規模多機能型居宅介護事業所 つくしんぼ	25人
前原圏域		なし	
二丈圏域	福吉校区	小規模多機能型居宅介護 ふくよし	29人
志摩圏域	可也校区	地域ケア たからんたま志摩	29人